HÖEGH AUTOLINERS

Supplier Code of Conduct

（サプライヤー行動規範）



COMPLIANCE CONTACT:

Legal Department
Phone: +47 210 39 000
Email: legal@hoegh.com
Höegh Autoliners Head Office:
Drammensveien 134
0212 Oslo, Norway

WHISTLEBLOWING HOTLINE:

https://hoegh.report.speeki.com/auth/login?service=messaging

HÖEGH AUTOLINERS

Supplier Code of Conduct（サプライヤー行動規範）

（ホーグオートライナーズでは、当社および従業員自らに、プロフェッショナリズム、倫理的行動、および法令遵守において最高水準であることを課しています。）

（当社は、サプライヤーの皆様に対しても、同様の揺るぎないコミットメントを期待しています。この“サプライヤー行動規範”は、当社とビジネスを行う方々と築く極めて重要なパートナーシップの基盤となるものです。すべてのサプライヤー、およびホーグオートライナーズとの取引を希望していただくすべての企業は、本書に記載された原則を完全に遵守していただく必要があります。）

（ホーグオートライナーズは、これらの基準を固く遵守しており、サプライヤーの皆様が同等の誠実さと行動を積極的に取り入れ、維持することを期待しています。さらに、サプライヤーの皆様におかれましては、自社のサプライチェーン全体にこれらの基準を反映させていただくことを期待しています。）

（共通の価値観と相互の責任を持って共に取り組むことで、ホーグオートライナーズとサプライヤーの皆様は、共にさらなる高みへと到達できると確信しています。）



Andreas Enger（アンドレアス・エンガー）
CEO

HÖEGH AUTOLINERS

Purpose and Scope（目的および適用範囲）

本規範は、ホーグオートライナーズがすべてのサプライヤー、サブサプライヤー、請負業者、およびビジネスパートナーの皆様に求める「中核的な期待事項」を定めたものです。ここでは、当社に代わって行われるあらゆる事業活動の指針となる、倫理・法令・持続可能性（サステナビリティ）の基準を定義しています。
サプライヤーの皆様には、責任ある事業運営と関連法令の遵守はもちろん、自社のサプライチェーン全体でこれらの基準を推進していただくことを期待しています。また、すべてのサプライヤーは、自社の下請業者が本規範を正しく理解し、遵守していることを確実にする責任があります。

なお、本規範は適宜更新されます。
ホーグオートライナーズの公式サイト[https://www.hoeghautoliners.com/resources] に掲載されている最新版が、過去のすべての版に優先して適用されます。サプライヤーの皆様におかれましては、常に最新情報を把握し、継続的な遵守をお願いいたします。

当社のアプローチは、UN Global Compact（国連グローバル・コンパクト）、Universal Declaration of Human Rights（世界人権宣言）、ILO Core Conventions（ILO中核労働条約）、UN Guiding Principles on Business and Human Rights（ビジネスと人権に関する指導原則）、Organisation for Economic Co-operation and Development（OECD：経済協力開発機構）、および安全衛生・環境管理に関するISO規格など、国際的な枠組みに基づいています。

現地の法律と本規範の基準が異なる場合は、より高い水準を求める「厳格な要件」に従っていただくようお願いいたします。万一、法的義務と本規範の間に相違が生じた場合は、共有する価値観に照らして最善の対応を検討するため、オープンな対話を行うことを推奨しています。

Work Environment（労働環境）

CHILD LABOUR （児童労働）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、児童労働に対して「ゼロ・トレランス（一切容認しない姿勢）」を貫かなければなりません。

すべての従業員の最低就業年齢は、現地の法定雇用年齢を満たしているか、あるいはそれを上回っている必要があり、かつ ILO：国際労働機関の規定を遵守しなければなりません。

FORCED LABOUR AND HUMAN TRAFFICKING （強制労働および人身売買）

ホーグオートライナーズは、人身売買および奴隷制度を禁止しています。当社のビジネスに関わる請負業者、サブサプライヤー、ベンダー、サプライヤー、パートナー、その他の関係者は、人身売買や奴隷制度に該当するいかなる行為にも関与してはなりません。また、自社のサプライチェーン全体において、人身売買、現代奴隷、および強制労働を防止するための指針（ポリシー）と体制を整備する必要があります。

ホーグオートライナーズは、直接のサプライチェーンから人身売買や奴隷制度を根絶するために行動を起こしており、今後もシステムとプロセスの維持・改善に全力で取り組んでまいります。

INCLUSIVE WORKPLACE （多様な個性を尊重する職場環境）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、個々の多様な背景、視点、考え方、およびアイデンティティを尊重し、価値を認める「多様な個性を尊重する職場環境」を提供する必要があります。性別、人種、家族構成、年齢、障害、性的指向、性自認、民族、文化、国籍、労働組合への加入、または宗教に関わらず、すべての個人がリソース、機会、および昇進に対して平等にアクセスできる環境を確保しなければなりません。

また、サプライヤーは、女性の権利、少数民族、および先住民族の権利を含む、すべての従業員の尊厳と人権を尊重するものとします。いかなる場合においても、従業員に対する肉体的、性的、または言語的なハラスメントを許容してはなりません。

さらに、体罰や報復、あるいは懲罰として金銭的罰則を科すことは禁止されています。すべてのサプライヤーは、従業員に対して敬意と礼節を持って接し、性別、人種、家族構成、年齢、障害、性的指向、性自認、民族、文化、国籍、労働組合への加入、宗教、または法律で保護されているその他の事項を理由とした差別やハラスメントを行ってはなりません。

HOURS OF WORK （労働時間）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、超過勤務（残業）を含む従業員の週あたりの労働時間が、所定労働時間および時間外労働に関する現地の法律を遵守するようにしなければなりません。

WAGE AND BENEFITS （賃金および福利厚生）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、従業員に対し、定期的に、かつ遅滞なく賃金を支払うものとします。その額は、基本給、残業代、および法的に定められた福利厚生を含め、現地の法律が定める最低補償額を下回ってはなりません。

FREEDOM OF ASSOCIATION （結社の自由）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、従業員の「結社の自由」および「団体交渉」を行う権利を認め、尊重することが求められます。また、サプライヤーは、警備担当者が常に人権を尊重することを徹底し、従業員の結社の自由を脅かしたり、妨害したり、制限したりするために武力を行使することがないようにしなければなりません。

Health and Safety　（健康と安全）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、従業員が直面する労働安全衛生上のリスクを特定・評価・管理し、関連するすべての安全衛生法および規制を遵守しなければなりません。サプライヤーは、現地の法令を満たす「安全で健康的な労働環境」を従業員に提供することを確実にする必要があります。また、事故や事案が発生した際にはそれを記録し、速やかに報告するとともに、再発防止に向けた根本原因の分析を行うことが推奨されます。

すべてのサプライヤーは、業務に必要な安全装備を従業員に支給し、その正しい使用方法を指導しなければなりません。また、装備が適切にメンテナンスされていることを確認し、不備のある装備については交換する責任を負います。さらに、すべての従業員に対し、採用時およびその後年1回以上の安全研修を実施することを確実にしなければなりません。

サプライヤーは、提供するサービスに関連して起こりうる緊急事態を特定・評価し、適切な安全対策を講じるものとします。

サプライヤーの従業員には、安全が確保されていない作業を拒否する権利、および不衛生な労働条件を報告する権利があります。

Environment　（環境）

ホーグオートライナーズは、環境保護を最優先事項として捉えており、サプライヤーの皆様に対しても、最高水準の環境基準に基づいた事業運営を期待しています。少なくとも、環境管理、排出ガス、および原材料の調達に関する国際法・国内法・地域の規制を遵守しなければなりません。また、環境負荷（環境フットプリント）を低減するために、自らの事業活動が環境に与える影響を継続的に監視・評価し、改善の余地がある箇所を特定することが求められます。

当社は、事業活動のあらゆる側面においてCO2排出量の削減に注力しています。サプライヤーの皆様におかれましても、科学的根拠に基づいた気候変動目標を設定し、サプライチェーンの上流から生じるものを含め、直接的・間接的なCO2e（二酸化炭素換算排出量）を低減するための措置を講じることを推奨します。

当社は、サプライヤーが自然界のエコシステム（生態系）を保護し、森林破壊や野生生物の生息地の改変を招かないよう配慮することを期待しています。森林破壊の防止や生物多様性への影響調査など、国際的な要件に沿った行動を推奨します。

すべてのサプライヤーは、必要な環境許可をすべて取得・維持し、その内容を遵守するとともに、規制に基づく報告義務を果たさなければなりません。

ホーグオートライナーズは、各地域の環境規制の変更や動向をいち早く捉え、対策を講じることを期待しています。また、すべてのサプライヤーが環境問題に対して「先見的な予防策」を講じることを推奨します。エネルギーや原材料、天然資源の使用を抑え、大気・土壌・水質への影響を最小限にするための積極的な対策（再生可能エネルギーの利用、リサイクル、適切な廃棄物処理など）を講じてください。

また、サプライヤーの皆様は、地域社会の権利を尊重しなければなりません。事業用地の取得や開発、利用にあたっては、現地住民の不当な立ち退きを強制することのないよう配慮し、地域コミュニティから大切な土地・森林・水資源などを損なうことのないようにしてください。

すべてのサプライヤーは、取り扱う有害物質を適切に管理する必要があります。特に化学物質を取り扱う場合は、適切な取り扱い、保管、および廃棄を確実にするための体制を整えなければなりません

サプライヤーは、原材料の調達、採掘、および取り扱いに関して、相当な注意義務を尽くさなければなりません。

ホーグオートライナーズは、すべてのサプライヤーに対し、可能な限り環境に配慮した解決策や技術を模索し、優先的に採用することを推奨します。

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、自らの事業運営において、環境管理に関して最善な方法（エネルギーや資源の効率化、廃棄物の削減、リサイクル、持続可能な資源の利用などを含む）を実践することを約束するものとします。

Ethical Standards　（倫理基準）

GIFTS, FAVORS, AND IMPROPER PAYMENTS　（贈答、接待、および不適切な支払い）

ホーグオートライナーズは、公正かつ公平に、倫理的で適切な方法で事業運営を行います。当社のサプライヤーによるビジネス上の意思決定は、品質、サービス、価格、およびそれらに準ずる競争要因に基づいて行われるものです。

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、ビジネス上の慣習（贈答や接待）に影響された、あるいは影響されたと疑われるような意思決定を一切排除しなければなりません。「ビジネス上の慣習」とは、受け取り側が適正な対価を支払わずに受け取る贈物や恩恵を指します。これには、食事、飲料、娯楽、あらゆる形態の接待、交通手段、割引、チケット、宣伝用資材、さらには提供側の時間や資材・設備の利用など、有形無形の利益が含まれますが、これらに限定されません。

ただし、正当なビジネス関係において慣習的に行われる社交的な便宜は認められます。これには、昼食や夕食といった通常の接待や、常識的な範囲内の少額の贈答品が含まれます。「慣習的」「通常」「常識的な範囲」を具体的な金額で定義することは困難ですが、何が過度で過剰であるかは、良識に従って判断することが求められます。サプライヤーは、ホーグオートライナーズの最善の利益を追求するための独立した判断を妨げるもの、あるいは妨げる意図があるものを一切受け取ってはなりません。利害関係のない第三者の視点から、「当社の意思決定が不当に左右された」と推測されるような行為は、すべて過剰なものとみなされます。あらゆる取引は、独立した第三者間の公平な条件（アームズ・レングス原則）を基本とし、従業員の個人的な利益に基づく優遇措置が介在する余地を一切排除するものとします。

BRIBERY AND INTEGRITY（贈賄防止と誠実性）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、当社への製品やサービスの提供に関連して、政府関係者や高官等への汚職、入札談合、キックバック、贈賄、またはファシリテーション・ペイメント（不適切な少額の支払い）に関与しないものとします。すべてのサプライヤーに対し、国連（UN）や経済協力開発機構(OECD)、英国贈賄法（UK Bribery Act）、および米国海外汚職行為防止法（FCPA）が定める国際的な汚職防止基準に従った行動を期待します。

サプライヤーは、賄賂やファシリテーション・ペイメント（不適切な少額の支払い） の申し出、要求、または受領の事実があれば、そのすべてを記録し、報告する必要があります。こうした要求に対しては、個人の安全が脅かされる状況を除き、能動的に拒絶することが求められます。また、関連する従業員に対し、これらの状況を適切に認識し、対処し、報告できるよう研修を実施してください。

COMPETITION LAW　（競争法）

サプライヤーは、適用されるすべての競争法および独占禁止法を遵守し、市場において公正かつ独立した立場で競争を行うものとします。価格の固定（カルテル）、市場の割り当て、入札談合、または機密性の高い競争情報の不適切な交換といった行為に従事することは認められません。

SANCTIONS AND EXPORT CONTROL　（制裁および輸出管理）

サプライヤーは、国連（UN）、米国（US）、欧州連合（EU）、および英国（UK）を含む、適用されるすべての制裁および輸出管理法を遵守しなければなりません。また、相当な注意義務（デュー・デリジェンス）を尽くし、当社の事業に関連して、制裁対象者との取引に関与することや、制限されている物品・サービスを提供することを回避することが求められます。

Legal Compliance　（法令遵守）

COMPLIANCE　（コンプライアンス）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、競争法・独占禁止法、制裁、輸出入関連法、および各国の個人情報保護法を含め、事業を展開するすべての国と地域の法律を遵守しなければなりません。また、利益相反の恐れがある事案が発生した場合は、速やかに当社へ開示することが求められます。

サプライヤーは、適用される税法を遵守し、脱税を防止するとともに責任ある財政運営を行うため、正確かつ透明性の高い財務記録を保持・管理する必要があります。

すべてのサプライヤーは、関連する輸出管理および制裁措置を注視・遵守し、法規制の変化を継続的にモニタリングすることで、常に最新の規制に適合した体制を整えなければなりません。

ホーグオートライナーズのすべてのサプライヤーは、サービスの提供に関連して、実際のものか、あるいはそう疑われる恐れがあるものかを問わず、いかなる利益相反も回避するための合理的な措置を講じるものとします。

サプライヤーには、透明性の高い事業運営が期待されており、すべての取引が財務報告や提出書類に正確に記録されていることを確実にする必要があります。また、信頼性の高い財務報告を支えるための適切な内部統制を整備してください。

CONFIDENTIALITY AND DATA PROTECTION　（機密保持およびデータ保護）

ホーグオートライナーズのすべてのサプライヤーは、業務の遂行にあたって従業員が得た機密情報および知的財産を尊重しなければなりません。それらの情報の誤用、非公式な場での議論、または権限のない第三者への開示を防止するとともに、いかなる文書においても、事実と異なる記録や不適切な記録を故意に作成することは控えてください。

また、サプライヤーは、“EU一般データ保護規則”（GDPR）およびその他の適用されるプライバシー法を遵守し、適切なデータ保護および情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

MONITORING AND RECORD KEEPING　（モニタリングおよび記録の保持）

ホーグオートライナーズのサプライヤーは、本規範への遵守状況を証明するために必要な文書を整備・保持しなければなりません。また、当社が本規範の遵守状況を確認することを目的として、関連文書の閲覧や調査（インスペクション・レビュー）を行う権利を認めるものとします。併せて、サプライヤーが定期的な自己評価を実施し、環境・社会・ガバナンス（ESG）の取り組みに関する情報を共有することを推奨します。

本規範に基づき、当社は監査、自己評価、および提出書類の確認を通じて、サプライヤーの遵守状況を評価します。万が一、本規範との乖離（ギャップ）が認められた場合、サプライヤーは当社と連携の上、期限を定めた改善計画を策定し、実行することが求められます。進捗状況を確認し、継続的な整合性を確保するため、当社の内部リスク評価手順に基づき、フォローアップのためのレビューや監査を定期的に実施いたします。

本規範への違反は、是正措置の要求、取引の停止、またはホーグオートライナーズとのビジネス関係の解消につながる可能性があります。

REPORTING MISCONDUCT （不正行為の報告）

サプライヤー、二次サプライヤー、サプライヤー候補、あるいはその他の個人や団体が、「ホーグオートライナーズ　サプライヤー行動規範」に掲げる項目のいずれかに違反、または抵触していると判断した場合、その活動を厳格な機密保持のもとで報告することができます。 サプライヤーまたはサプライヤーの従業員が機密を保持したまま報告を希望する場合は、当社の法務部門へ連絡するか、通報用ホットライン（Whistleblowing Hotline）を通じて報告を行うことが求められます。 当社は、善意に基づき懸念を表明した人物に対するいかなる報復行為も容認しません。

また、サプライヤーの皆様におかれましても、人権・環境・倫理に関する懸念を早期に把握できるよう、自社の従業員や外部の協力会社が安心して相談できる「独自の通報・相談窓口」を設置することを推奨いたします。

WHISTLEBLOWING HOTLINE: （通報用ホットライン）

https://hoegh.report.speeki.com/auth/login?service=messaging

COMPLIANCE CONTACT: （コンプライアンスに関するお問い合わせ先）

Legal Department
Phone: +47 210 39
000Email:
legal@hoegh.com
Höegh Autoliners Head
Office:
Drammensveien 134
0212 Oslo, Norway

ENDORSEMENT AND SIGNATURE　承認および署名

下記に記載の当社は、本文書の対象事項について細心の調査を行ったことを確認し、ここに定められた規定を遵守することに同意します。また、本文書に署名する者は、当社を代表してこれを行う権限を有しています。

Company:	
Signature:	
Position	
Place and Date:	

© 2025 Höegh Autoliners group. This code references intentionally internationally accepted principles such as International Labour Organisation's (ILO) International labour standard, OECD Guidelines for Multinational Enterprises and UN Global compact

This Supplier Code of Conduct is not intended to create new or additional rights for any third party.